母子家庭等自立支援教育訓練給付金のご案内

ひとり親家庭等の母または父がスキルアップや就職に結びつけるために、指 定された教育訓練を受講した場合にその経費の一部を支給します。

○対象となる人・・・次のいずれにも該当するひとり親の人

- ①児童扶養手当の支給を受けている、または同様の水準にある人
- ②教育訓練を受けることが、適切な職に就くために必要であると認められる人
- ③今までにこの給付金を受給したことがない人

○対象となる講座と支給額

対象講座は、雇用保険制度で規定されている次の講座です。

①一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の指定講座 支給額 対象講座の受講料の60%(上限20万円 下限12,000円)

②専門実践教育訓練給付金の指定講座

支給額 対象講座の60%(上限40万円)×就業年数(上限160万円)

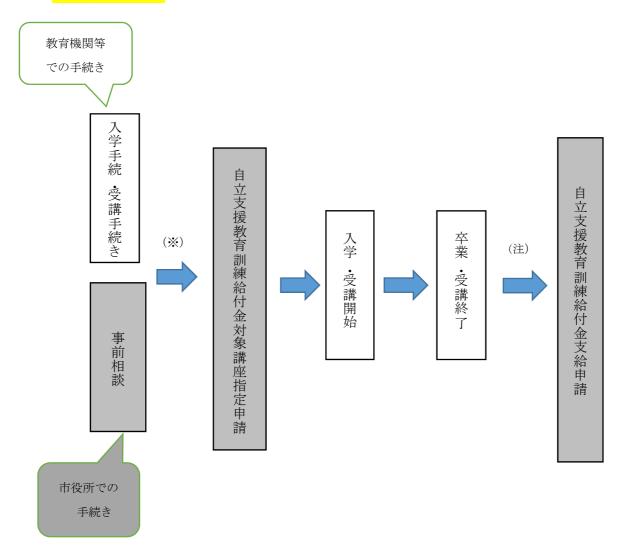
- ※雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる人は、上記①②の金額から雇用保険制度の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額となります。
- ※受講料の対象は入学料と受講料です。

○事前相談

この給付金について希望する場合は、必ず**受講前に事前の相談が必要**です。事前の相談 がないまま受講を開始した場合は給付金を支給することが出来ません。

裏面あり

○手続きの流れ



※注 雇用保険が適用される場合は、ハローワークでの手続きも必要となります。

【お問合せ先】

平戸市こども未来課

子育て支援班

TEL 0950-22-9137 (直通)